

. 1 . 5 . 参議院社会労働委員会

児童手当法案に対する附帯決議

(46 . 5 . 20 .)

政府は、児童憲章の精神にのっとり、児童福祉対策の大幅な拡充に努めるとともに、児童手当制度の目的、趣旨に相応した発展を期するため、次の事項について今後さらに検討、改善を行なうべきである。

- 1 第3子以降となっている支給対象については、将来早い機会にさらに拡大するよう努めること。
- 2 児童の年齢制限は、心身障害児について特例を設けることを検討すること。
- 3 児童手当の額は、養育費の実態等を考慮し、国民の

生活水準の向上等にふさわしいものとすべく今後引き上げるよう努めるとともに、所得制限の緩和に努力すること。

4 児童手当の支給の認定にあたっては、養育の実態に即した運用を行なうとともに、具体的な支払等にあた

っても受給者の便宜について配慮すること。

5 施政権返還後の沖縄に対する本法の適用が円滑に行なわれるよう諸般の措置を講ずること。
右決議する。